

事 務 連 絡

令和3年9月28日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症

対策推進本部

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について

日頃から新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただいているところですが、今後、季節性インフルエンザの流行期に多数の発熱等の症状のある患者（以下「発熱患者等」という。）が発生することを想定した対策を講ずる必要があります。専門家によると、これまでの医学的知見に基づけば、季節性インフルエンザと COVID-19 を臨床的に鑑別することは困難であることが指摘されています。

昨年、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け事務連絡）により、今後を見据えた体制整備をお願いし、加えて「4月以降の当面の相談・外来診療体制について」（令和3年2月24日付け事務連絡。以下「相談・外来診療体制事務連絡」という。）により、引き続き相談・外来診療体制の適切な維持・整備に取り組んでいただくようお願いしたところです。

これらに基づき、各都道府県において、診療・検査医療機関の確保等を進めていただいているところですが、秋冬の季節性インフルエンザ流行を見据え、改めて下記の考え方を踏まえ、相談・外来診療体制について点検し、必要な体制を整備していただくようお願いします。

体制整備を行うに当たって重要となる検査体制の拡充については、今後、別途、その考え方等をお示しする予定です。

また、国としては、地域の幅広い医療機関において発熱患者等の相談・外来診療・検査を行う体制が整備されるよう、検査に必要な個人防護具（PPE）の配布支援を行うこととしており、本日、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」（令和3年9月28日付け事務連絡）におい

て、具体的な内容をお示しするため、診療・検査医療機関に対して、必要な PPE が行き渡るよう、ご協力をお願いします。

記

1. 次のインフルエンザ流行に備えた相談・外来診療体制に関する基本的考え方

- 例年、季節性インフルエンザの流行期には、多数の発熱患者等が発生しており、今年度も同程度の発熱患者等が発生することを想定し、かつ、発熱患者等について、季節性インフルエンザと COVID-19 の臨床的な鑑別が困難であることを踏まえた体制の整備が必要である。このため、相談・外来診療体制事務連絡の考え方を維持しつつ、次のインフルエンザ流行に備えて、多数の発熱患者等に対する相談・外来診療体制を、地域において適切に整備する必要がある。
- 発熱患者等の受診の流れについても、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関にまずは電話等で相談を行い、当該医療機関も含め、診療・検査医療機関を案内するとともに、相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター」に相談して診療・検査医療機関の案内を受ける流れを引き続き維持すること。

2. 診療・検査医療機関の確保

- 季節性インフルエンザの近年の検査件数（1 シーズン約 2 千万～3 千万件）を踏まえ、多数の発熱患者等の診療・検査に対応できるよう診療・検査医療機関の体制整備を行うこと。また、インフルエンザに加えて、その他の感染症¹についても対応できるよう配慮すること。
- 診療・検査医療機関において、対応時間やブース数等を変更する場合には、都道府県や受診・相談センターに報告していただくこと。再び感染が大きく拡大する局面においては、必要に応じ、診療・検査医療機関の体制について調整を行うこと。
- 加えて、今般、自治体のホームページに公表されている診療・検査医療機関（保険医療機関）が、必要な感染予防策を講じた上で発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬上の特例的な対応（※）をお示ししたところである。

¹ 配慮を要する感染症としては、マイコプラズマ、RS ウイルス、アデノウイルス、溶連菌等によるものが想定される。

(※) ・ 令和4年3月31日までの措置。

- ・ 診療・検査医療機関の対応時間内に行われた外来診療について、院内トリアージ実施料（300点）とは別に、二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定可能とした。
- ・ 令和3年10月31日までは、診療・検査医療機関が自院のホームページ等において診療・検査医療機関である旨を公表している場合も対象となる。

詳細については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」（令和3年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添の問1及び問2を参照のこと。

- この診療報酬上の特例的な対応も踏まえ、診療・検査医療機関を自治体のホームページに公表する仕組みを整えとともに、地域の医師会等とも協議・合意で周知を行うなど、患者が円滑に医療機関に受診できるような方策を講じること。

3. 受診・相談センターの確保

- 受診・相談センターについては、引き続き体制を維持するとともに、相談状況を踏まえて拡充することについても検討すること。受診・相談センターは、引き続き、かかりつけ医のいない発熱患者等を診療・検査医療機関に迅速に案内する役割が求められることから、アプリの導入や、全県の対応、外部委託等も引き続き検討すること。

以上

<照会先>

○医療提供体制の整備について

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班

○診療・検査医療機関の診療報酬上の特例的な対応について

厚生労働省保険局医療課

○検査体制の拡充について

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部検査班

○PPEの配布支援について

医政局経済課 マスク等物資対策班 配布担当